

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 株式会社フソウ  
住所: 香川県高松市郷東町792-8

2. 指名停止措置期間: 自 令和5年3月10日 2ヵ月  
至 令和5年5月9日

### 3. 事実概要

上記業者の使用人らが、平成30年8月6日に行われた埼玉県三郷市発注の配水場機械設備更新等工事の一般競争入札に際し、贈賄行為を行った。

### 4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

#### ○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所  
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫  
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564